

(第3種郵便物認可)

2014年(平成26年)5月10日(土曜日)

第1頁

第2頁

第3頁

第4頁

競馬配当無申告

外れ馬券 2審も経費

大阪高裁判決 検察の控訴棄却

競馬の予想ソフトを使って大量に馬券を購入し、配当で得た約29億円を申告しなかったとして、所得税法違反に問われた元会社員の男性(40)の控訴審判決で、大阪高裁は9日、有罪としたうえで課税額を大幅に減額した1審・大阪地裁判決を支持し、検察側の控訴を棄却した。米山正明裁判長は1審同様、外れ馬券購入費も、所得から控除できる必要経費と認め、被告の男性以外でも「馬券購入が『営利目的の継続的行為』と認められれば、同様に判断すべきだ」と言及した。

経費 1.3億円(当たり馬券の購入額のみ)

所得	課税所得 14.6億円
税額	5.7億円

配当総額 30.1億円

経費 28.7億円
(当たり馬券+外れ馬券の購入額)

課税所得	1.6億円
税額	5200万円

※課税所得と税額には給与所得分も含む

検察主張

1、2審判決の認定

検察の主張と

1、2審判決の認定

この裁判では「競馬の経費」を巡り、検察側は「当たり馬券だけ」とし、弁護側は「外れ馬券も認めるべきだ」と反論していた。昨年5月の1審判決は、無申告と認めて懲役2月、執行猶予2年(求刑・懲役1年)とする一方、課税額は、約5億7000万円とする検察側主張を退け、約5200万円とした。米山裁判長は判決で、被告が2009年までの3年間にインターネットを使って計約28億7000万円分の

達で「馬券配当は一時所得」としており、検察側も「配当は偶発的で一時所得にあたる」として、「収入に直接要した金額」と規定した所得税法から経費は当たり馬券だけと主張していた。これに対し、判決は、画一的に一時所得とすることについて「馬券購入をめぐる環境に変化が生じている中、実態に即さない」と指摘。「勝った結果だけに着目し、負けた結果を除外するのは、公平な課税の観点から問題がある」と、課税のあり方を疑問視した。

刑事裁判の判決には、国税局の課税判断を取り消す拘束力はない。ただ、被告は課税処分を取り消しを求め、この判決も雑所得と判断し、確定すれば、課税額は変更される。

既に7000万円納付

男性の弁護士を務める中村和洋弁護士(大阪弁護士会)によると、男性は判決後「検察は上告を断念してほしい」と話したという。男性は、地方税も含め計

課税巡る訴訟 各地で

馬券の大量購入が可能なインターネットの利用は年々拡大している。日本中央競馬会(JRA)によると、総売り上げに占める割合は、ネットでの発売を始めた2002年の7.3%(約2290億円)から、13年は53.3%(約1兆2

850億円)に達した。昨年5月の1審判決後、JRAには「自分の買い方は課税されるのか」などの問い合わせがあり、税務署に確認するよう促してきた。ホームページで「払戻金は一時所得として課税対象」としていた告知も削除し訴訟を起こした。



控訴審判決を終え記者会見する中村和洋弁護士(9日、大阪市北区で)＝長沖真未撮影

基準線引き 早急に

三木義一・青山学院大教授(税法)の話「今回の被告に限った特殊な事件とせず、同様に大量購入するケースにも当てはまる可能性を指摘しており、1審判決より踏み込んだ。課税のルールが時代の変化に追いついていないことが浮き彫りになったと言える。納税者へのわかりやすさという課税の原則を踏まえれば、国税当局は従来の基準を改めた上で、一時所得か雑所得かの線引きを早急に行う必要があるだろう」

除「税法上、課税対象となるケースがある」と改めた。一方、国税庁は現在も外れ馬券を経費と認めていない。このため、今回と同じようにネットで馬券を大量購入したケースで、国を相手に外れ馬券を経費と認めるよう求める訴訟も相次ぐ。北海道の男性は、6年間で約72億7000万円をつぎ込み、約78億3000万円の配当を受けたが、黒字分を上回って追徴課税されたことを不服とし、2012年末、東京地裁に提訴。横浜市の男性も2年間で約1300万円の配当を得たが、約520万円を追徴課税され、今年2月、横浜地裁に訴訟を起こした。